

○与那国町大谷彰宏給付型奨学金基金条例施行規則

令和4年3月29日
与那国町教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、与那国町大谷彰宏給付型奨学金基金条例(令和3年与那国町条例第18号)

第5条の規定に基づき、奨学金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学金 この規則により給付する修学に必要な資金をいう。

(2) 奨学生 この規則により奨学金の給付を受ける者をいう。

(3) 大学 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学(大学院、専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む。)及び外国の大学をいう。

(4) 専門学校 学校教育法に定める高等専門学校及び専修学校をいう。ただし、高等専門学校の1年生から3年生の課程及び専修学校の課程のうち文部科学大臣が高等学校に類する課程として指定するものを除く。

(奨学金の受給申請資格)

第3条 奨学金の給付を受けることができる者は、毎年4月1日を基準として、2か年以前から引き続き与那国町に住所を有する者の子又はこれに準ずる者であつて、当該住所を有する者の扶養を受けている者であり、かつ、大学及び専門学校に進学及び在学する学生で、次の要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 学業成績が極めて優秀と認められる学生

ア 新入学の者は、高等学校3年時の学業成績評定の平均が概ね4.0以上であること又はその他の学業で特に優秀な成績を収めたものであること。

イ 大学在学中の者は、前年までの履修科目全体の内、可を超えるもの又はそれと同等と認められるものが7割以上であること。

(2) 健康で、人物ともに優れた者で学習意欲のある者

(3) 経済的理由により、学資の支弁が困難である者

ア 本人及び本人と生計を一にする者の市町村民税所得割額の合計が、126,000円未満であること。

(4) 以前に、この奨学金の給付を受けていない者であること。

(5) 与那国町奨学基金条例施行規則(昭和61年規則第8号)による奨学生の決定を受けていない者であること。

(奨学金の申請手続及び受付期間)

第4条 奨学金の申請者は、次項に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による願書及び添付書類は、次に掲げるものとする。

(1) 奨学生申請書(様式第1号)

- (2) 成績証明書
- (3) 家族構成調書(様式第2号)
- (4) 在学証明書
- (5) 申請者及び申請者と生計を一にする者の住民票謄本
- (6) 申請者及び申請者と生計を一にする者の市町村民税課税証明書及び納税証明書
- (7) その他、町長が必要と定める書類

3 受付期間は、毎年2月1日から3月15日までとする。

(奨学生候補者の選考)

第5条 奨学生候補者の選考は、次条の規定による書類及び面接等により行うものとする。

2 奨学生候補者の選考は、与那国町奨学金給付条例に規定する与那国町奨学生選考委員会(以下「委員会」という。)で行う。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生は、前条の規定により願い出た者の中から、委員会の選考を経て、町長がこれを決定し、本人に選考結果通知書(様式第3号)によって通知するものとする。

(誓約書の提出)

第7条 奨学生として決定を受けた者は、遅滞なく誓約書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(奨学生の数及び奨学金の給付額)

第8条 奨学生数は、毎年度予算の範囲内で定める。

2 奨学金の給付額は、月額50,000円とする。

(給付期間)

第9条 奨学金の給付期間は、奨学生の在学する大学の正規の修業期間とする。ただし、月の途中で第12条の規程による停止を受けたときは、その月の前月までの支給とする。

(奨学金の支給)

第10条 奨学金は、毎年6月、9月、12月及び翌年3月の年4回に分け、金融機関振込により交付する。

(報告)

第11条 奨学生は、毎年度終了後、翌年度4月末日までに次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 生活状況報告書(様式第5号)

(2) 在学証明書

(3) 成績証明書、及び卒業時には進路報告書(様式第6号)

(4) 奨学生及び奨学生と生計を一にする者の市町村民税課税証明書及び納税証明書

(奨学金の停止)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を停止する。

- (1) 病気などにより修学の見込みがないとき。
- (2) 休学や転学の理由が適当でないとき。
- (3) 停学又は退学したとき。
- (4) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (5) 奨学金開始時に奨学生が属していた世帯又は保護者が、他の市町村に転出したとき。
- (6) 第 11 条第 4 号の規定による確認により、奨学生及び奨学生と生計を一にする者の市町村
民税所得割額の合計が、126,000 円以上であると認めるとき。
- (7) その他、奨学生として適当でないとき。
(届出)

第 13 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに町長に届け出なければならない。ただし、奨学生が事故等で届け出ることができない場合は、保護者又はこれに代わる者が届け出なければならない。

- (1) 休学、転学、停学又は退学したとき。(様式第 7 号、様式第 8 号及び様式第 9 号)
- (2) 本人又は奨学金開始時に本人が属していた世帯の氏名、住所その他重要事項に異動があったとき。(様式第 10 号)
(奨学金の返還)

第 14 条 給付した奨学金は、返還を要しないものとする。ただし、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請及び報告等がなされたとき。
- (3) その他、町長が返還すべきと認めるとき。

(奨学生原簿の備付)

第 15 条 教育委員会は、奨学金の給付を明らかにするため与那国町奨学生原簿(様式第 11 号)を備えなければならない。

(事務)

第 16 条 奨学金の給付に関する事務は、教育委員会において行う。

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 1 月 31 日規則第 1 号)

この規則は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。